

小矢部市地域防災計画修正(案)の概要

災害対策本部組織の見直し

- 20班から11班に集約
(班内での相互応援体制の強化)
(平時の組織図を超えた組織体制)
(事務分担を一部見直し。例: 罹災証明発行)
- 救助・避難班(避難所担当)を拡充
(避難所の連絡員の人員を確保)

災害対策本部運営の見直し

- 業務継続計画(BCP)の発動により、全庁的に対応する体制の明記
- 連絡調整会議の設置
(警察・消防・自衛隊等の防災関係機関等との連絡調整)

配備体制の見直し

- 災害警戒本部の廃止
(従前の災害警戒本部設置時点で災害対策本部設置とする体制への変更)
- 参集対象職員の見直し
(担当業務に合わせ見直し)

その他修正・資料編の整理

- 避難行動要支援者の支援者等関係者を修正
(福祉関係者を想定して追加)
- 市指定避難所の分類を明記
(地域拠点避難所・基幹避難所等)
- 市指定避難所の整理
(施設廃止に伴う廃止、協定締結による追加)
- 災害時応援協定の整理
(新規協定締結先を追加)
- 災害対策本部関係の整理
(体制見直しに伴う整理)

| 小矢部市災害対策本部 | | | |
|------------|---|---|-----|
| 本部 | 部 | 班 | 連絡員 |

| 小矢部市災害対策本部 | | | |
|------------|----|---|-----|
| 本部 | 部門 | 班 | 連絡員 |

【主な修正点】

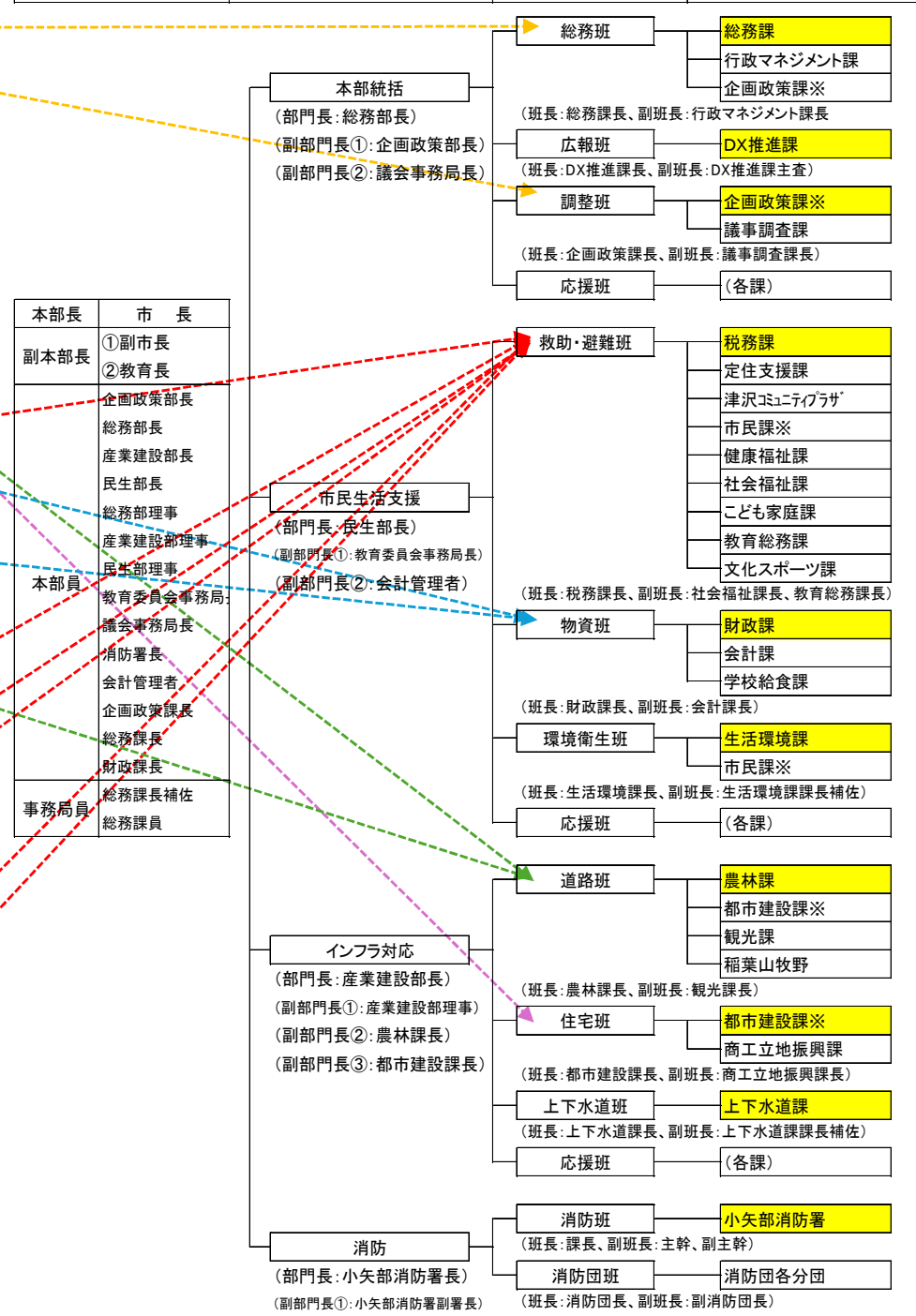
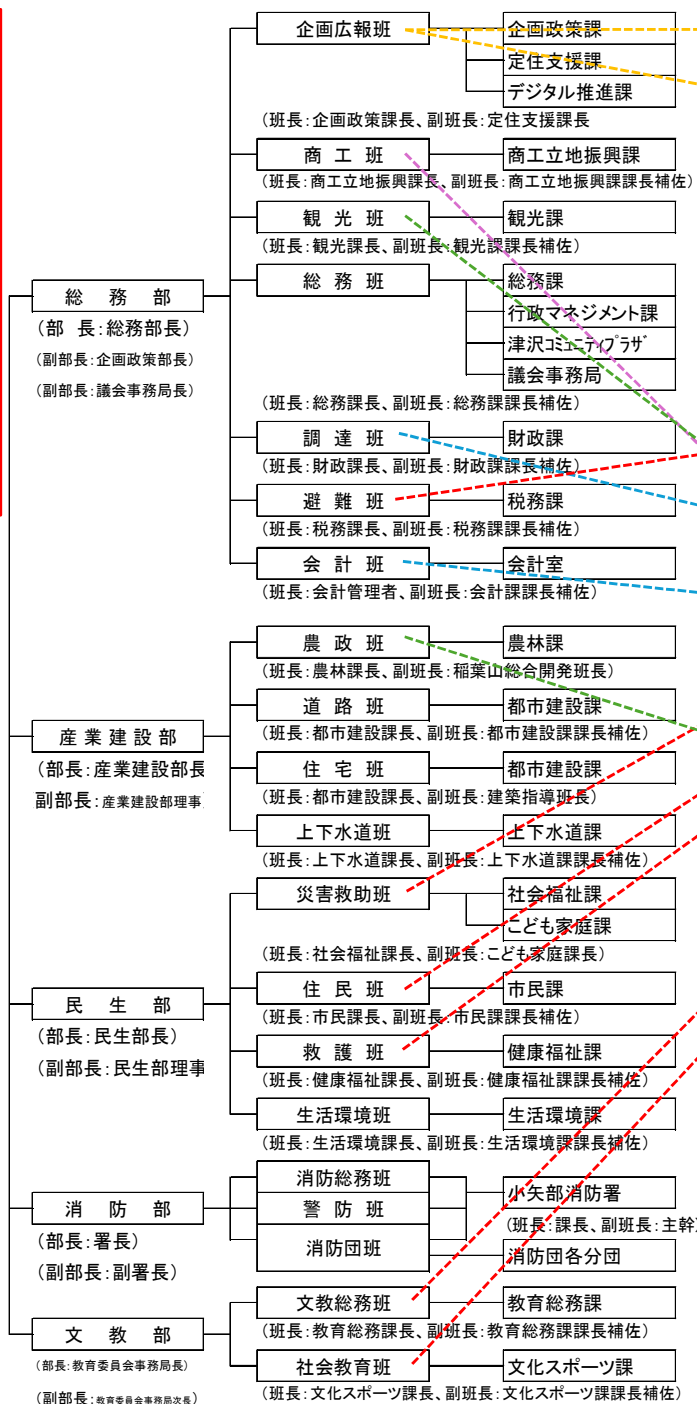
①20班→11班に集約

- ・班内での応援を容易にし、全庁を挙げて災害対応にあたる。
- ・平時の組織図を超えた組織体制とし、災害警戒本部立ち上げ時にBCPを発令し、災害時体制へ移行する

②救助・避難班を大幅に拡充

- ・避難所の連絡員としての配備を重視
- ・こども園、保育所職員も災害時に動員するよう見直し

| 本部長 | 市長 |
|------|---|
| 副本部長 | 副市長 教育長 |
| 本部員 | 企画政策部長 総務部長 産業建設部長 民生部長 総務部理事 産業建設部理事 民生部理事 教育委員会事務局長 議会事務局長 消防署長 会計管理者 企画政策課長 総務課長 財政課長 |
| 事務局員 | 総務課長補佐 総務課員 |



配備体制の見直し

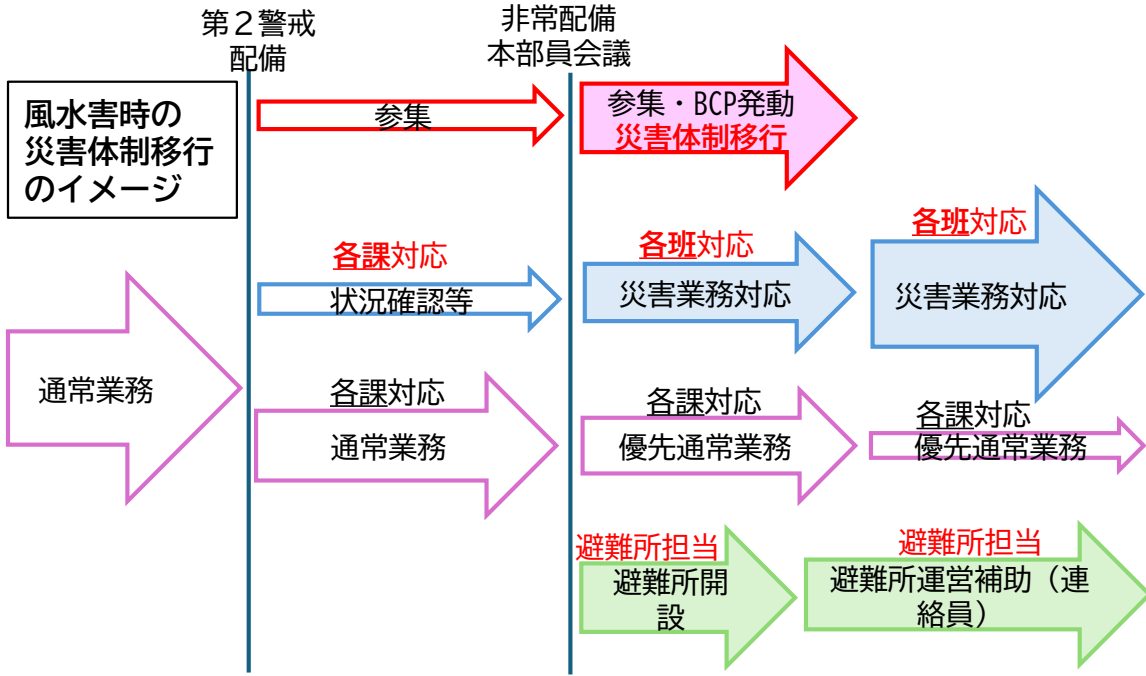
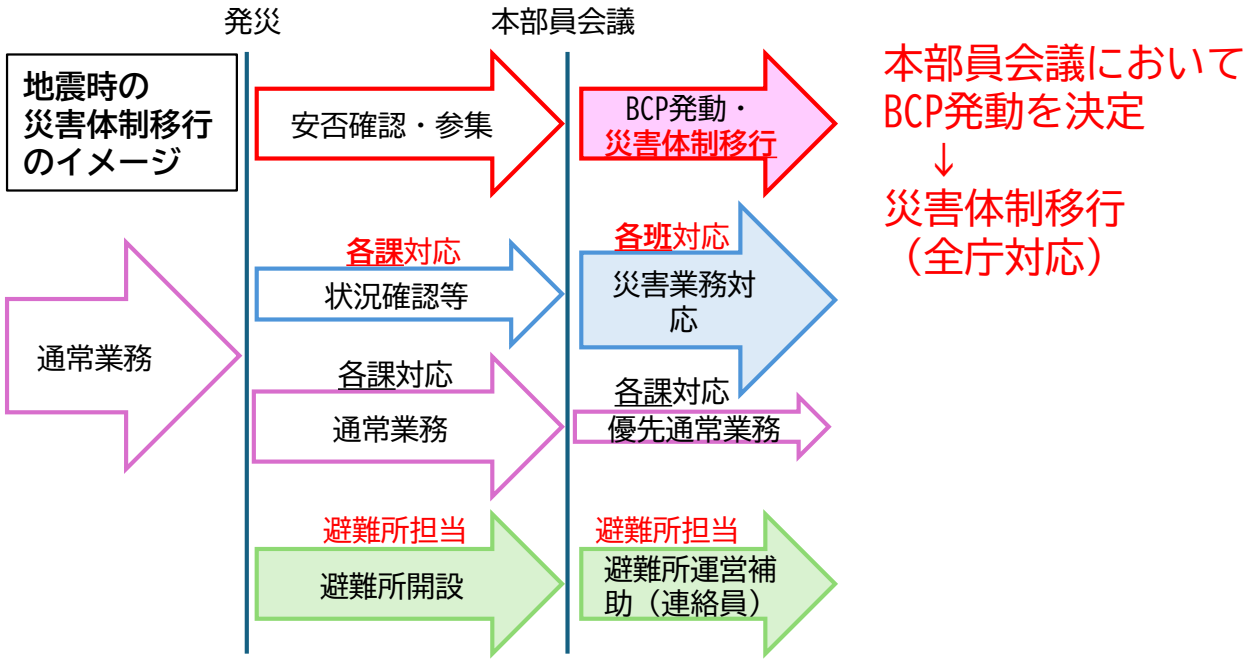
| 配備体制 | 地震 | 風水害 |
|------------------------------|----------------|--|
| 第1警戒 配備 | 震度 3 | ①警報1つ以上発令 ②水防団待機水位到達 |
| 第2警戒 配備 (責任者： 総務部長) | 震度 4 | ①警報発令かつ危険な状況が予想されるとき ②大雨等により特定の地区に被害が予想されるとき ③氾濫注意水位到達 |
| 災害警戒 本部 (本部長： 市長) | 震度 5弱 | ①警報発令かつ、危険な状態が継続し、災害の発生が予想されるとき ②大雨等による被害が局所的に発生したとき ③次のいずれかの場合 ・避難判断水位に達し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれるとき ・大雨等により、要配慮者の避難が必要と認めるとき ④次のいずれかの場合 ・はん濫危険水位に達したとき ・土砂災害警戒情報が出されたとき ・大雨等により避難が必要と認めるとき ⑤氾濫危険水位を越え、なお水位が上昇し、洪水の危険が迫っているとき |
| 災害対策 本部 (本部長： 市長) | 震度 5強 以上 | ①大雨等により、氾濫・土砂災害などの大規模な災害が発生したとき又は予想されるとき ②局地的な災害であっても、甚大な被害が予想されるとき |



| 配備体制 | 地震 | 風水害 |
|--------------------------------------|-----------------------|--|
| 第1警戒 配備 | 震度 3 | ①警報1つ以上発令 ②水防団待機水位到達 |
| 第2警戒 配備 (責任者： 総務部長) | 震度 4 | ①警報発令かつ危険な状況が予想されるとき ②大雨等により特定の地区に被害が予想されるとき ③氾濫注意水位到達 |
| <u>災害対策 本部 (本部長： 市長)</u> | 震度 5弱 <u>以上</u> | ①警報発令かつ、危険な状態が継続し、災害の発生が予想されるとき 又は発生したとき ②大雨等による被害が局所的に発生したとき ③次のいずれかの場合 ・避難判断水位に達し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれるとき ・大雨等により、要配慮者の避難が必要と認めるとき ④次のいずれかの場合 ・はん濫危険水位に達したとき ・土砂災害警戒情報が出されたとき ・大雨等により避難が必要と認めるとき ⑤氾濫危険水位を越え、なお水位が上昇し、洪水の危険が迫っているとき |

災害対策本部運営の見直し

■災害体制移行について



■連絡調整会議の設置について

- ### 連絡調整会議の構成
- ① 災害対策本部員
 - ② 小矢部警察署
 - ③ 砺波地域消防組合小矢部消防署
 - ④ 小矢部市消防団
 - ⑤ 小矢部市災害ボランティア本部 (小矢部市社会福祉協議会)
 - ⑥ 富山県現地対策本部
 - ⑦ 富山県リエゾン
 - ⑧ 自衛隊派遣部隊
 - ⑨ 緊急消防援助隊指揮支援隊
 - ⑩ 指定公共機関のうち本部長が必要と認めたもの
 - ⑪ 指定地方公共機関のうち本部長が必要と認めたもの
 - ⑫ 公共的団体のうち本部長が必要と認めたもの
 - ⑬ その他本部長が特に必要と認めたもの

<意義>

- ①一元的な情報共有と状況把握
- ②重複、欠落の防止とリソースの最適配分
- ③意思決定の迅速化
- ④信頼関係の構築と連携力の向上

<役割>

- ①情報共有と被害状況の集約
- ②活動の優先順位付けとリソース調整
- ③物資、ロジスティクスの確保
- ④機関間の役割分担の調整
- ⑤対外発信内容の整合 など

■避難行動要支援者関係の修正

- ・避難行動要支援者の支援として、支援等関係者に「その他避難支援等の実施に携わる関係者」を追加。(ケアマネージャー等の福祉関係者を想定)

■避難所の整理

○分類の整理

- ・右記一覧表のとおり

○追加

- ・(株)ゴールドウイン富山本店多目的ホール(清沢)
- ・聖泉寺(新富町)
- ・田川集会場(田川)

○廃止

- ・あらかわサロン
- ・水島保育所

■災害時協定関係の追加

○相互応援協定

- ・チームとやま相互応援協定(県及び県内市町村との相互応援)

○物資提供関係

- ・(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション(災害時におけるレンタル資機材の供給)

○避難所関係(再掲)

- ・(株)ゴールドウイン
- ・宗教法人聖泉寺
- ・田川町内会

| 校区名 | 地区名 | 指定避難所 | | |
|-----|------------|----------------------|-------|------------------------|
| | | 地域拠点避難所 | 基幹避難所 | 避難所 |
| 石動小 | 西部 | 石動小学校 | 石動高校 | 武道館 |
| | 南谷 | 南谷公民館 | | 教育センター |
| | | | | 岩尾滝くつろぎ交流館 |
| | | | | 大和トランスポート(株)研修センターあすなろ |
| | 北部 | 市民交流プラザ | 市民体育館 | 宗教法人聖泉寺 |
| | 中部 | | | 殖生保育所 |
| 南部 | 文化スポーツセンター | | | |
| 殖生 | 殖生公民館 | 石動中学校 | | |
| 東部小 | 石動東部 | 東部公民館 | 東部小学校 | 石動きらりこども園 |
| | 子撫 | | | 道の駅メルヘンおやべ |
| | 宮島 | 宮島公民館 | | 桜町JOMONパーク |
| 大谷小 | 松沢 | 松沢公民館 | 大谷小学校 | 大谷こども園 |
| | | | | 農村環境改善センター |
| | | | | ST物流(株)小矢部物流センター |
| | 正得 | 正得公民館 | 大谷中学校 | 若林運動広場体育館 |
| | 荒川 | 荒川公民館 | | |
| 若林 | 若林公民館 | | | |
| 津沢小 | 津沢 | 津沢コミュニティプラザ(津沢公民館含む) | 津沢小学校 | となみ野高等学校 |
| | | 南部公民館 | | (株)ゴールドウイン富山本店多目的ホール |
| | 水島 | 水島公民館・水島SC | 津沢中学校 | |
| 蟹谷小 | 藪波 | 藪波公民館・藪波SC | 蟹谷小学校 | サイクリングターミナル |
| | | | | (株)北陸LIXIL製作所 小矢部工場 |
| | 北蟹谷 | 北蟹谷公民館・北蟹谷SC | 蟹谷中学校 | 蟹谷こども園 |
| 東蟹谷 | 東蟹谷公民館 | | | |